

笠岡市週休2日工事実施要領の改正について（お知らせ）

本市における週休2日工事の取組を次のとおり改定しますのでお知らせします。

1. 発注方式

発注者指定型のみで実施することとします。

2. 実施方式

- (1) 土木工事（港湾・漁港工事除く）及び土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械）
→月単位及び完全週休2日（土日）
- (2) 土木工事（森林土木工事）
→通期及び月単位
- (3) 港湾・漁港工事
→月単位
- (4) 営繕工事
→通期及び月単位

3. 補正係数

各工種について別添「週休2日補正係数・積算方法」のとおり補正係数を定めます。

4. その他の改正について

今回の改正に伴い、要領等の一部見直しを行っています。改正内容につきましては、最新の要領等をご確認ください。

5. 適用

単価適用日が令和8年6月1日以降の工事から適用します。

【問合せ先】

笠岡市財政課契約検査係

TEL 0865-69-2125